

## 特定非営利活動促進法施行細則（平成十年福井県規則第六十三号）

### （趣旨）

**第一条** 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)の施行については、特定非営利活動促進法施行条例(平成十年福井県条例第三十二号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### （設立認証申請書等）

**第二条** 法第十条第一項の申請書は、設立認証申請書(様式第一号)によるものとする。

2 法第十条第一項各号に掲げる書類のうち同項第一号、第二号イ、第五号、第七号および第八号に掲げる書類には、それぞれ副本一部を添付するものとする。

（公告の方法および縦覧の場所）

**第三条** 法第十条第二項(法第二十五条第五項および第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、福井県報に登載して行うものとする。

2 法第十条第二項(法第二十五条第五項および第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する公衆の縦覧に供する場所は、福井県総務部男女参画・県民活動課とする。

### （設立登記完了届出書）

**第四条** 法第十三条第二項の届出書は、設立登記完了届出書(様式第二号)によるものとする。

### （役員の変更等の届出）

**第五条** 法第二十三条第一項の規定による届出は、役員変更等届出書(様式第三号)によりするものとする。

### （定款変更認証申請書等）

**第六条** 法第二十五条第四項の申請書は、定款変更認証申請書(様式第四号)によるものとする。

2 前項の定款変更認証申請書に添付する書類のうち、法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度および翌事業年度の事業計画書および収支予算書ならびに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イに掲げる書類には、それぞれ副本一部を添付するものとする。

### （軽微な事項に係る定款の変更の届出）

**第七条** 法第二十五条第六項の規定による届出は、定款変更届出書(様式第五号)によりするものとする。

### （事業報告書等の提出）

**第八条** 法第二十九条第一項の規定による書類の提出は、事業報告書等提出書(様式第五号の二)によりするものとする。

2 法第二十九条第二項の規定による閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、知

事に対し、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を、同表の下欄に掲げる時期にそれぞれ一部ずつ提出するものとする。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
一 設立または合併の認証を受けた場合	当該設立または合併の認証に係る法第十条第一項第一号の書類、法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の登記事項証明書の写しおよび法第十四条または第三十五条第一項の財産目録	法第十三条第二項の規定による届出書の提出時に併せて提出
二 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更後の定款	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出
三 毎事業年度一回、事業報告書等を作成した場合	法第二十九条第一項に規定する書類	法第二十九条第一項の規定による事業報告書等の提出時に併せて提出

3 前項の表二の項の上欄に掲げる場合における同項の中欄に掲げる書類の提出は、定款変更認証に伴う閲覧に係る書類提出書(様式第五号の三)によりするものとする。

**(事業報告書等の閲覧場所等)**

**第九条** 条例第六条の請求書は、事業報告書等閲覧請求書(様式第六号)によるものとする。

2 第三条第二項の規定は、条例第六条に規定する閲覧の場所について準用する。

**(解散認定申請書)**

**第十条** 条例第七条の申請書は、解散認定申請書(様式第七号)によるものとする。

**(解散の届出)**

**第十一条** 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散届出書(様式第八号)によりするものとする。

2 前項の解散届出書には、解散および清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

**(残余財産譲渡認証申請書)**

**第十二条** 条例第八条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書(様式第九号)によるものとする。

**(合併認証申請書等)**

**第十三条** 法第三十四条第四項の申請書は、合併認証申請書(様式第十号)によるものとする。

2 第二条第二項の規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項の規定に基づき前項の合併認証申請書に添付する書類について準用する。

**(合併登記完了届出書)**

**第十三条の二** 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の届出書は、合併登記完了届出書(様式第十号の二)によるものとする。

**(合併の場合の財産目録等の備置き)**

**第十四条** 法第三十五条第一項の財産目録および貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

**(清算人の就任の届出)**

**第十五条** 法第三十一条の八の規定による届出は、清算人就任届出書(様式第十一号)によりするものとする。

2 前項の清算人就任届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

**(清算終了の届出)**

**第十六条** 法第三十二条の三の規定による届出は、清算終了届出書(様式第十二号)によりするものとする。

2 前項の清算終了届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

**(検査職員の身分証明書)**

**第十七条** 法第四十一条第三項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第十三号)とする。

**(情報通信の技術を利用する方法による手続等)**

**第十八条** 条例第十条第一項から第三項までの規定により、申請等、通知等または縦覧等を電子情報処理組織を使用して行わせ、または行う場合については、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十九年福井県規則第六号)の規定の例による。

**(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)**

**第十九条** 条例第十条第一項の規定により同項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法により行わなければならない。

**第二十条** 条例第十条第一項の規定により同項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の備置きを行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルまたは磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により

読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルまたは磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

- 2 特定非営利活動法人は、前項に規定する方法により電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録されている事項を電子計算機の映像面に表示し、および書面に出力することができるようにするための措置を講じなければならない。

**第二十一条** 条例第十条第一項の規定により同項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え付けた電子計算機の映像面に表示し、および書面に出力することができるようにするための措置を講じなければならない。

**(その他)**

**第二十二条** この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この規則は、法の施行の日(平成十年十二月一日)から施行する。

**附 則(平成一五年規則第五一号)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則(平成一五年規則第五九号)**

この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

**附 則(平成一七年規則第七号)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号。以下この項において「新不動産登記法」という。)附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有するとされる改正前の不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本または抄本については、新不動産登記法第百十九条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなしてこの規則による改正後のそれぞれの規定を適用する。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号)第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第五十二条の規定による改正前の商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本または抄本については、改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなしてこの規則による改正後のそれぞれの

規定を適用する。

- 4 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則(平成一七年規則第四五号)**

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則(平成一八年規則第九号)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成十八年三月三日から施行する。

**(様式に関する経過措置)**

- 2 改正前の児童福祉法施行細則、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、行旅病人、行旅死亡人およびその同伴者の救護ならびに取扱規則、福井県団体営土地改良事業補助金交付規則、福井県立自然公園条例施行規則、身体障害者福祉法施行細則、福井県県税犯則事件取締執行規則、災害救助法施行細則、福井県県税条例施行規則、知的障害者福祉法施行細則、老人福祉法施行細則、福井県屋外広告物条例施行規則、福井県訓練手当支給規則、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則、福井県消防賞じゆつ金および殉職者特別賞じゆつ金規則、福井県市町村振興資金貸付基金条例施行規則、土地改良法施行細則、福井県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則、福井県営土地改良事業換地清算事務取扱規則、福井県自然環境保全条例施行規則、母子及び寡婦福祉法施行細則、生活保護法施行細則、福井県ふるさと海浜公園の設置および管理に関する条例施行規則、福井県青少年愛護条例施行規則、福井県福祉のまちづくり条例施行規則、特定非営利活動促進法施行細則、福井県環境影響評価条例施行規則、介護保険法施行細則、福井県介護保険財政安定化基金条例施行規則、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則、福井県土採取規制条例施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、福井県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則、および福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例の規定に基づき安全安心センターの指定の手続および特定住宅団地等を定める規則に定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則(平成一八年規則第一四号)抄**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成一九年規則第六号)抄**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成十九年三月一日から施行する。

**附 則(平成二十年規則第七十号)抄**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所または居所  
氏名 印  
電話番号

### 設立認証申請書

特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により申請します。

- 1 設立する特定非営利活動法人の名称
- 2 設立する特定非営利活動法人の代表者の氏名
- 3 設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
- 4 設立する特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

#### 備考

- 1 事務所の所在地については、市町名のほか、町名または字名および番地等を記載してください。
- 2 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 定款(正本、副本各1部)
  - (2) 役員名簿(役員の氏名および住所または居所ならびに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)(正本、副本各1部)
  - (3) 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないことおよび同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、ならびに就任を承諾する書面の謄本
  - (4) 役員の住所または居所を証する書面
  - (5) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)および住所または居所を記載した書面

- (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号および同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (7) 設立趣旨書(正本、副本各1部)
- (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- (9) 設立当初の事業年度および翌事業年度の事業計画書(正本、副本各1部)
- (10) 設立当初の事業年度および翌事業年度の収支予算書(正本、副本各1部)

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名 印  
電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により届け出ます。

備考

- 1 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 次に掲げる書類を1部添付してください。
  - (1) 登記事項証明書およびその写し
  - (2) 定款
  - (3) 設立の時の財産目録

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

印

電話番号

### 役員変更等届出書

役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更年月日	変更事由	役名	氏名	住所または居所	報酬の有無	備考

#### 備考

- 1 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 「変更事由」の欄には、「新任」、「再任」、「任期満了による退任」、「死亡」、「辞任」、「解任」、「住所(居所)の異動」または「改姓(改名)」の別を記載してください。  
なお、任期満了と同時に再任された場合には「再任」と記載してください。
- 3 「役名」の欄には、理事または監事の別を記載してください。
- 4 改姓または改名があった場合には、「氏名」の欄に、旧姓または旧名をカッコを付して併せて記載してください。
- 5 「住所または居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項各号に定める書面によって証された住所または居所を記載してください。
- 6 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)には、次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 当該役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないことおよび同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、ならびに就任を承諾する書面の謄本
  - (2) 当該役員の住所または居所を証する書面

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

印

電話番号

定款変更認証申請書

定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1 定款の変更の内容

2 定款の変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 定款の変更の内容については、変更しようとする定款の条文等の変更前後の違いを明らかにした対照表を記載してください。  
なお、変更しようとする時期を定めている場合には、その年月日を記載してください。
- 3 この申請に係る定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款(正本、副本1部)ならびに当該定款の変更の日の属する事業年度および翌事業年度の事業計画書および収支予算書(当該定款の変更が、特定非営利活動促進法第11条第1項第3号または第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)(正本、副本各1部)を添付してください。
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 役員名簿(役員の氏名および住所または居所ならびに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)(正本、副本各1部)
  - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号および同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
  - (3) 直近の決算に係る年(事業年度を定めている場合には、事業年度)の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書(設立後これからの書類が作成されるまでの間にあっては設立当初の財産目録、合併後これらの書類が作成されるまでの間にあっては合併の認証に係る財産目録)

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名 印  
電話番号

### 定款変更届出書

軽微な事項に係る定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 定款の変更の内容

2 定款の変更の理由

3 定款の変更の時期

#### 備考

- 1 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 定款の変更の内容については、変更した定款の条文等の変更前後の違いを明らかにした対照表を記載してください。

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

印

電話番号

事業報告書等提出書

前事業年度( 年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条第1項および第2項の規定により、次のとおり提出します。

- 1 前事業年度の事業報告書 2部
- 2 前事業年度の財産目録 2部
- 3 前事業年度の貸借対照表 2部
- 4 前事業年度の収支計算書 2部
- 5 前事業年度の役員名簿(前年度において役員であった者の全員の氏名および住所または居所ならびにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿) 2部
- 6 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)および住所または居所を記載した書面 2部
- 7 記載事項に変更があった定款 2部
- 8 定款の変更に係る認証に関する書類の写し
- 9 定款の変更に係る登記に関する書類の写し

備考

- 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、それぞれ特定非営利活動に係る事業の財産目録、貸借対照表および収支計算書と区分して作成してください。
- 2 7の書類は、前事業年度において記載事項に変更があった場合に提出してください。
- 3 8の書類は、前事業年度において当該定款の変更の認証があった場合に提出してください。
- 4 9の書類は、前事業年度において当該定款の変更により登記事項に変更があった場合に提出してください。

様式第5号の3(第8条関係)

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

印

定款変更認証に伴う閲覧に係る書類提出書

定款の変更の認証を受けたので、当該認証に係る変更後の定款について、特定非営利活動促進法施行細則第8条第2項の規定により提出します。

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

福井県知事 様

住所または居所

	(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
--	----------------------------

氏名

	(法人その他の団体にあつては、名称および代表者の氏名)
--	-----------------------------

#### 事業報告書等閲覧請求書

特定非営利活動法人の事業報告書等をご覧したいので、特定非営利活動促進法第29条第2項(第44条第3項)の規定により、次のとおり請求します。

1 請求に係る特定非営利活動法人の名称

2 請求に係る書類の名称

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

福井県知事 様

解散する特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名 印  
電話番号

### 解散認定申請書

特定非営利活動法人の解散の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功が不能となるに至った理由および経緯

2 残余財産の処分方法

#### 備考

- 1 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功が不能となるに至った理由および経緯を証する書面を添付してください。

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

福井県知事 様

解散した特定非営利活動法人の名称

清算人 住所または居所

氏名 印

電話番号

### 解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第 号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 解散の事由

#### 2 残余財産の処分方法

#### 備考

1 この届出書を提出する清算人の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 の部分には、該当する規定の区分に応じ、「1」、「2」、「4」または「6」のいずれかの数字を記入してください。

3 解散および清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

福井県知事 様

解散した特定非営利活動法人の名称

清算人 住所または居所

氏名 印

電話番号

### 残余財産譲渡認証申請書

残余財産の譲渡の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、次のとおり申請します。

#### 1 譲渡すべき残余財産

#### 2 残余財産の譲渡を受ける者

#### 備考

- 1 清算人の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、残余財産の譲渡を受ける者ごとに譲渡する財産を記載してください。

様式第10号(第13条関係)

年 月 日

福井県知事 様

合併しようとする特定非営利活動法人(甲)

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名 印

電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人(乙)

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名 印

電話番号

合併認証申請書

特定非営利活動法人の合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、申請します。

1	合併後存続する 合併により設立する	特定非営利活動法人の名称
2	合併後存続する 合併により設立する	特定非営利活動法人の代表者の氏名
3	合併後存続する 合併により設立する	特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
4	合併後存続する 合併により設立する	特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地

5 定款に記載された目的

備考

- 1 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 合併の態様に応じて「合併後存続する」または「合併によって設立する」のいずれかを で囲んでください。

- 3 事務所の所在地については、市町村名のほか、町名または字名および番地等を記載してください。
- 4 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 定款(正本、副本各1部)
  - (2) 役員名簿(役員の氏名および住所または居所ならびに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)(正本、副本各1部)
  - (3) 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないことおよび同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、ならびに就任を承諾する書面の謄本
  - (4) 役員の住所または居所を証する書面
  - (5) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称および代表者の氏名)および住所または居所を記載した書面
  - (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号および同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
  - (7) 合併趣旨書(正本、副本各1部)
  - (8) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
  - (9) 合併当初の事業年度および翌事業年度の事業計画書(正本、副本各1部)
  - (10) 合併当初の事業年度および翌事業年度の収支予算書(正本、副本各1部)

様式第10号の2(第13条の2関係)

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

印

電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により届け出ます。

備考

- 1 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 次に掲げる書類を1部添付してください。
  - (1) 登記事項証明書およびその写し
  - (2) 定款
  - (3) 特定非営利活動促進法第35条第1項の財産目録

様式第11号(第15条関係)

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称  
清算人 住所または居所  
氏名 印  
電話番号

清算人就任届出書

特定非営利活動法人 〃の解散に係る清算中に清算人に就任したので、  
特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、次のとおり届け出ます。

1 就任した年月日

備考

- 1 この届出書を提出する清算人の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

様式第12号(第16条関係)

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所または居所

氏名

印

電話番号

清算終了届出書

特定非営利活動法人 〃の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により届け出ます。

備考

- 1 清算人の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

様式第13号(第17条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写真	職名 氏名
<p>上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項の規定による検査を行う職員であることを証明する。</p>	
年 月 日交付	
福井県知事 印	

(裏)

特定非営利活動促進法(抜粋)
(報告及び検査)
第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。